

授業目的公衆送信補償金制度に関する施行等について

令和2年5月1日(金)

文化庁著作権課長

岸本 織江

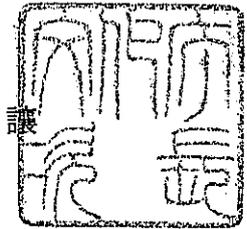
「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行について（新規）
遠隔授業等における著作物の円滑な利用を可能とする制度が4月28日から施行されるため、制度概要や留意事項等についてまとめましたので通知いたします。

2 文 庁 第 3 3 3 号
令 和 2 年 4 月 2 4 日



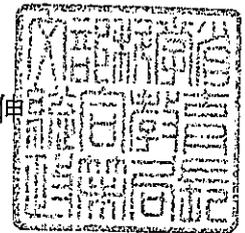
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 ・ 中 核 都 市 市 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
各 関 係 団 体 の 長
殿

文化庁次長
今里 讓



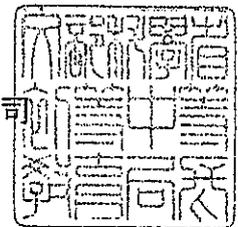
(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局長
浅田 和伸



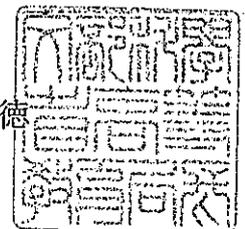
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋司



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
伯井 美徳



(印影印刷)

平成30年改正著作権法による「授業目的公衆送信補償金制度」の施行について（通知）

教育の情報化を推進するための「著作権法の一部を改正する法律」（平成30年法律第30号。以下「平成30年改正著作権法」という。）の内容については、既に「教育の情報化等を推進するための著作権法の改正について（通知）」（平成30年12月28日付け30文庁第742号）において連絡していましたが、この度、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う教育現場の状況等に鑑み、平成30年改正著作権法による「授業目的公衆送信補償金制度」を当初の予定を早めて令和2年4月28日から施行するとともに、令和2年度は特例的に補償金額を無償とすることなどが決まりました。これを受け、改めて、教育関係者の方々に御留意いただきたい事項を下記のとおりまとめるとともに、この制度に関する基礎的な資料やQ&Aを作成しましたので、十分御了知くださるようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び社会教育施設その他の教育機関並びに域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び社会教育施設その他の教育機関に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれてはその設置する附属学校に対して、厚生労働省医政局及び社会・援護局におかれては所管の専修学校に対してもこの旨を周知くださるようお願いいたします。

記

第1 平成30年改正著作権法の趣旨及び早期施行に至る経緯等

平成30年改正著作権法の趣旨及びそれを早期施行するに至った経緯等は、以下のとおりであること。

1. 平成30年改正著作権法の趣旨

教育現場での著作物利用に関しては、従来から、対面授業のための著作物のコピー・配布や対面授業の様子を遠隔地に同時中継する際の著作物の送信は、権利者の許諾なく行えることとなっていた一方で、その他の「公衆送信」（インターネット送信等）については個別に権利者の許諾が必要とされており、円滑に著作

物が利用できない場合があるという課題が指摘されていた。

このような課題を解決し、ICTを活用した教育の推進に資するよう、平成30年改正著作権法により、学校の設置者が、文化庁の指定する権利者団体（以下「指定管理団体」という。）に一括して補償金を支払うことで、個別の許諾を要することなく様々な著作物を円滑に利用することができる制度（以下「授業目的公衆送信補償金制度」という。）を創設した。これにより、例えば、予習・復習・自宅学習用の教材をメールで送信することや、リアルタイムでのオンライン指導やオンデマンドの授業において、講義映像や教材をインターネットで児童生徒等に対して送信することなどが可能となる。

2. 早期施行に至る経緯等

平成30年改正著作権法により創設された「授業目的公衆送信補償金制度」は、その公布から3年以内（令和3年5月まで）に施行することとなっており、令和3年4月からの施行に向けて関係者間で様々な調整が進められていたところ、今般、新型コロナウイルス感染症の流行が生じ、教育現場において、オンラインでの遠隔授業等のニーズが急速に高まって来た。

これに対しては、現行法の下でも、文化庁からの要請に基づき、主要な権利者団体において無償での利用許諾を行うなど積極的な配慮が行われていたが、大学を中心に、より抜本的な対応として平成30年改正著作権法の早期施行を求める御意見を頂いたことから、文化庁では、指定管理団体とも相談の上、当初の予定を早め、多くの大学等で本格的に遠隔授業等が開始される4月末（28日）から施行することとした。

また、授業目的公衆送信補償金制度は、学校の設置者が指定管理団体に一括して補償金を支払うことで個別の許諾なく著作物を利用できるようにするものであるが、今般の事態の緊急性・重要性等に鑑みた指定管理団体の判断に基づき、令和2年度に限って特例的に補償金額を無償（0円）としているため、令和2年度はこの制度の利用によって教育機関側に財政負担は生じない。

第2 平成30年改正著作権法の概要（教育関係部分）

1. 教育の情報化を推進するための権利制限規定の整備及び補償金請求権の付与 （新法第35条及び第104条の11関係）

著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等に係る権利制限規定）において、新たに、対面授業の様子を遠隔地に同時中継する場合以外の「公衆送信」

(インターネット送信等)を広く対象とするとともに、今回新たに権利制限の対象となる公衆送信については、学校の設置者が指定管理団体に一括して補償金(以下「授業目的公衆送信補償金」という。)を支払う必要があることとしたこと。

これにより、例えば、教師が他人の著作物を用いて作成した予習・復習・自宅学習用の教材を児童生徒等にメール送信することや、リアルタイムでのオンライン指導やオンデマンドの授業等において、講義映像や教材をインターネットで児童生徒等に対して送信することなどについて、学校の設置者が指定管理団体に一括して授業目的公衆送信補償金を支払うことで個別の権利者の許諾なく行えるようになる。

ただし、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」にはこの制度が適用されない(許諾が必要となる)こととなっているため、注意が必要であること。これに該当するか否かは、学校等の教育機関でコピー・配信が行われることによって、現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点から判断されるのであり、典型的には、ドリルやワークブックなど児童生徒等が購入することを想定して販売されている資料を、その購入等の代替となるような態様でコピー・配信するような場合が「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当すること。

2. 指定管理団体の指定の基準(新法第104条の12関係)

補償金関係業務の正当性・適正性等を確保する観点から、文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ、指定管理団体の指定を行うことはできないこと。

- ① 一般社団法人であること。
- ② 著作物等に関し権利者の利益を代表すると認められる団体を構成員とすること。
- ③ ②の団体が、営利を目的としない等の要件を備えるものであること。
- ④ 補償金関係業務を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

上記の要件を備える団体として、平成31年2月15日付で「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」(SARTRAS:サートラス。以下「サートラス」という。)が文化庁長官によって指定されたこと。

3. 授業目的公衆送信補償金の額(新法第104条の13関係)

(1) 授業目的公衆送信補償金の額の決定方法(新法第104条の13)

授業目的公衆送信補償金の額は、指定管理団体が、あらかじめ、教育機関の設置者を代表すると認められる団体から意見を聴いた上で設定し、文化審議会の諮

問を経て文化庁長官が認可することとされていること。

文化庁長官は、授業目的公衆送信補償金の額が、①新法第35第1項の規定の趣旨、②公衆送信に係る通常の使用料の額、③その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならないこととされていること。また、これをより具体化した基準として、『改正著作権法第104条の13第1項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間』（平成30年11月14日文化庁著作権課）が策定されていること。

令和2年度の補償金額については、令和2年4月20日付けでサートラスから特例的に無償とする旨の申請があり、文化審議会における審議を経て、同月24日付けで申請どおりの内容で文化庁長官による認可が行われたこと。このため、令和2年度はこの制度の利用によって教育機関側に財政負担は生じないこと。

(2) 授業目的公衆送信補償金の額の認可の申請（新規則第22条の4）

指定管理団体が文化庁長官に対して授業目的公衆送信補償金の額の設定又は変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に参考となる書類を添付して提出しなければならないこと。

- ① 指定管理団体の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ② 設定又は変更の認可を受けようとする授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項
- ③ 教育機関を設置する者の団体からの意見聴取の概要（当該団体の名称及び代表者の氏名、当該意見聴取の年月日及び方法、当該団体から聴取した意見の内容並びに当該意見聴取の結果の授業目的公衆送信補償金の額への反映状況を含む。）

4. 共通目的事業のための支出（新法第104条の15関係）

授業目的公衆送信補償金については、学校等で利用される著作物の多様性や利用実態調査の精度等から、実際に学校等において著作物の利用がなされたにも関わらず補償金の分配を受けられない権利者が一定程度生じることが見込まれるところ、その権利者が得るべき利益に適切に配慮する観点から、指定管理団体が徴収した補償金の一部（政令で規定）を権利者全体の利益となるような事業（以下「共通目的事業」という。）に支出することを義務付けること。

(1) 共通目的事業のために支出すべき額の算出方法（新令第57条の11）

共通目的事業のために支出すべき額は、包括払い（著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法）により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額に授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して「文部科学省令で定める割合」を乗じて算出するものすること。

これを受け、著作権法施行規則の一部を改正する省令（令和2年文部科学省令第17号）による改正後の著作権法施行規則において、文部科学省令で定める割合を「2割」としたこと。この割合は、令和2年度に限って暫定的に定めたものであり、令和3年度以降については、教育現場における実際の著作物等の利用状況等を精査した上で、改めて割合を決定すること。

(2) 共通目的事業に関する学識経験者への意見聴取（新令第57条の12）

指定管理団体は、共通目的事業を実施しようとするときは、それが権利者全体の利益に資するものとなるよう、あらかじめ、その内容について学識経験者の意見を聴かなければならないこと。

(3) 共通目的事業に関する監督上の命令（新法第104条の15第3項）

文化庁長官は、共通目的事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、監督上必要な命令をすることができること。

5. 授業目的公衆送信補償金制度の適正な運用を確保するための措置（新法第104条の14、第104条の16及び第104条の17関係）

(1) 補償金関係業務の執行に関する規程（新法第104条の14、新令第57条の10及び新規則第22条の5）

指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、次に掲げる事項を含む補償金関係業務の執行に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、文化庁長官に届け出なければならないこと（業務規程を変更しようとするときも同様）。

- ① 授業目的公衆送信補償金の分配に関する事項（著作権者等の不明等の場合における分配の方法等の詳細や、分配の決定の基礎となるべき事項を含む。）
- ② 共通目的事業のための支出に関する事項

- ③ 補償金関係業務に要する手数料に関する事項
- ④ 文化庁長官の認可を受けた授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項の公示に関する事項

指定管理団体は、文化庁長官に対して業務規程を届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類（変更の場合にあつては、変更の内容及び理由を記載した書類）を添付すべきこと。

- ① 手数料の算定の基礎となるべき事項
- ② 補償金関係業務を的確に遂行するための体制の整備に関する事項
- ③ 共通目的事業の検討の状況、共通目的事業に関する学識経験者からの意見聴取の方法に関する事項

- (2) その他（新法第 104 条の 16 及び第 104 条の 17、新令第 57 条の 13～第 57 条の 15 並びに新規則第 24 条）

補償金関係業務の適正な運営を確保するため、文化庁長官による指定管理団体の監督（報告徴収、勧告、指定の取消し等）に関する規定をはじめ、指定管理団体及び補償金関係業務の実施に関し必要な規定の整備を行うこと。

第 3 留意事項

1. 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

(1) フォーラムの設立・開催

平成 30 年改正著作権法の制定を契機に、教育現場における著作物利用を適切かつ円滑に行うために必要となる次に掲げる事項について、教育関係者・権利者・有識者による継続的な議論を行うための場として、平成 30 年 11 月 27 日付で「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」（以下「フォーラム」という。）が設立され、様々な事項について精力的に議論が進められていること。

- ① 授業目的公衆送信補償金の在り方
- ② 教育現場における著作権法に関する研修や普及啓発
- ③ 著作権法第 35 条の解釈に関する運用指針（ガイドライン）の整備
- ④ 著作権法第 35 条を補完するライセンス環境の整備・充実

(2) 今後の運用方針のとりまとめ

フォーラムにおいて、平成30年改正著作権法の早期施行に際して、令和2年4月16日付けで『「授業目的公衆送信補償金制度」の今後の運用について』という文書が策定され、上記③の運用指針（ガイドライン）の在り方を含め、令和2年度の緊急的かつ特例的な運用と、令和3年度以降の本格的な運用に向けた対応が整理されていること。

上記文書に記載されているとおり、①令和2年度に制度を利用する教育機関の設置者は、事前に（事前が難しい場合は、利用開始後速やかに）、サートラスに対し教育機関名の届出を頂くとともに、②サートラスでは、教育機関に過度な負担がかからない範囲で著作物の利用実績を把握するため、サンプル調査を行うことが予定されているため、御協力をお願いしたいこと。

また、これらの取扱いについて、関係者や文化庁・文部科学省が協力しつつ、様々な機会を活用して教育現場に対する周知等を行っていくこと。

2. 令和3年度以降の補償金額の取扱い

令和2年度は、今般の事態の緊急性・重要性等に鑑みたサートラスの判断に基づき、特例的に補償金額を無償（0円）としているが、授業目的公衆送信補償金制度は、学校等の設置者が指定管理団体に一括して補償金を支払うことで個別の許諾なく著作物を利用できるようにするものであり、令和3年度以降は、原則通り有償となること。

令和3年度以降の補償金額については、別途、本年夏頃までを目途に、サートラスから文化庁長官に対する認可申請が行われることが想定されるところ、それに先立って、教育機関の設置者を代表すると認められる団体からの意見聴取が行われることとなること。

3. 著作権に係る研修・普及啓発

近年、インターネット上の著作権侵害による被害が深刻化しているところ、子供の頃から他人の創作行為を尊重し、著作権等を保護するための知識と意識を醸成することが極めて重要となっていること。また、平成30年改正著作権法の施行を契機に、教育現場における著作権法第35条の適正な運用を図る観点から、著作物を利用する主体である教職員等が、著作権法に関する理解をより一層深める必要があること。

このため、初等中等教育においては、学習指導要領に著作権を含む知的財産に関する内容が規定されていることを踏まえ、引き続き、指導の充実を図るとともに、

教職員に対して著作権等に係る理解の促進を図ること。

また、高等教育においては、自主的な取組により学生や教員等に対して著作権等に関する教育や研修・普及啓発による理解の促進を図ること。

その際、文化庁において、学校向けに児童・生徒が楽しみながら著作権等について学べる学習ソフトや学習教材、海賊版対策の普及啓発のためのポスターの提供や、教職員を対象とした講習会の開催等を行っていることから、これらも十分に活用いただきたいこと。

【添付資料】

- 別添 1 教育の情報化を推進するための著作権法改正に関する基礎資料
- 別添 2 平成30年著作権改正による「授業目的公衆送信補償金制度」に関するQ&A
(令和2年4月24日 文化庁著作権課)
- 別添 3 「著作権法の一部を改正する法律」(平成30年法律第30号) (新旧対照表：教育関係部分)
- 別添 4 「著作権法施行令の一部を改正する政令」(平成30年政令第360号) (新旧対照表：教育関係部分)
- 別添 5 「著作権法施行規則の一部を改正する省令」(平成30年文部科学省令第37号)
(新旧対照表：教育関係部分)
- 別添 6 「著作権法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年文部科学省令第17号)
(新旧対照表：共通目的事業関係部分)
- 別添 7 「著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(令和2年政令第146号) (条文)
- 別添 8 「授業目的公衆送信補償金制度」の今後の運用方針について(令和2年4月16日 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム)
- 別添 9 「改正著作権法第35条運用指針」(令和2年(2020)年度版) (令和2年4月16日 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム)
- 別添 10 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日 閣議決定) (抜粋)
- 別添 11 「SAVE COPYRIGHT」(文化庁作成)

【その他参考ウェブサイト(関係者フォーラム、著作権教育・普及啓発関係)】

- ・「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」のウェブサイト
<https://sartras.or.jp/>
- ・「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」のウェブサイト

<https://kyoiku-forum.sakura.ne.jp/>

- ・文化庁が提供している著作権に関する教材，資料等（「はじめて学ぶ著作権」，「マンガでわかる著作物の利用」等）

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>

- ・「マンガやアニメの未来を守ろう」のポスターに係るウェブサイト

<http://www.coda-cj.jp/news/detail.php?id=162>

- ・「国内における著作権教育について（著作権保護・普及啓発ネットワーク・プラットフォーム）」のウェブサイト

http://www.coda-cj.jp/org_new/education.php

担当 文化庁著作権課企画審議係 電話 03-5253-4111（内線2982）
--



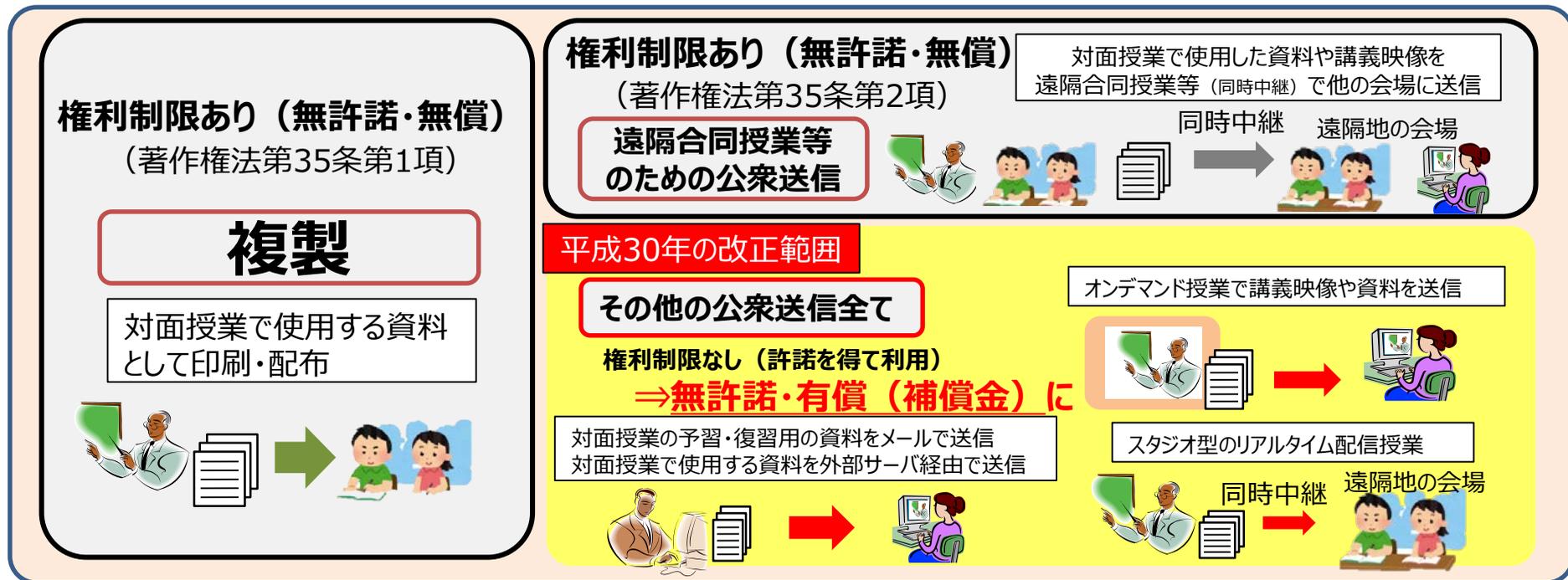
平成30年著作権法改正(授業目的公衆送信補償金制度)の早期施行

令和2年4月
文化庁著作権課

教育の情報化に対応した平成30年著作権法改正の概要

- 従来より、教育機関の授業の過程における著作物の利用は、①**対面授業のために複製すること**や、②**対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業等のために公衆送信すること**は、著作権の権利制限規定（第35条）により、**無許諾で可能**であった。
- 一方、従来は、**その他の公衆送信は権利者の許諾が必要**となっていたため、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。
- このため、平成30年に**著作権法を改正し、「その他の公衆送信」について、補償金を支払うことにより、無許諾で可能**とした。

学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い



法案成立後の流れ

- 平成30年5月 著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）の成立（5月18日）、公布（5月25日）
（第35条関係規定は、法律公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日（**令和3年5月24日**）までに施行とされている。）
- 平成31年2月 文化庁の指定管理団体として、授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）を指定。
- 令和元年度～ SARTRASが、令和3年4月からの施行を目指し準備。また、改正法の運用指針（ガイドライン）について教育関係者と調整中。
- 令和2年度 SARTRASにおいて、**令和2年度に限って、補償金額を特例的に無償として申請**することを決定（令和2年4月6日）。
新型コロナウイルス感染症の流行に伴う遠隔授業等のニーズに対応するため、当初の予定を早めて、令和2年4月28日から施行。

「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行に向けた経緯

- 3月4日 文部科学省における一斉臨時休業の要請を受け、文化庁から関係団体に対し、現行著作権法下における円滑な著作物利用のための格別のご配慮を要請
⇒ これに基づき、主要な団体においては、無償許諾などの配慮を積極的に実施
- 3月10日 日本教育工学会等から指定管理団体（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会）に対し、「授業目的公衆送信補償金制度」の速やかな施行などを要望
- 3月25日 文化庁から指定管理団体に対し、「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行の検討を要請
- 3月30日 7国立大学及び国立情報学研究所から文化庁及び指定管理団体に対し、早期施行を要望
- 3月31日 自民党において「緊急経済対策第三弾への提言」をとりまとめ
（前略）平成30年著作権法改正による授業目的公衆送信補償金制度について、令和2年度は補償金額を特例として無償としつつ、令和2年4月中の施行を目指すこと
- 4月6日 指定管理団体において、令和2年度に限り、補償金額を特例的に無償として申請することを決定
- 4月7日 文部科学省として正式に「授業目的公衆送信補償金制度」を4月中に施行することを発表
「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定
（前略）授業目的公衆送信補償金制度について、教育現場の負担に十分に配慮した形で、本年4月中からの暫定的な運用開始を目指す。
- 4月8日～ 指定管理団体が、補償金額について教育機関の設置者を代表する団体から意見聴取
- 4月16日 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」において、運用方針等を議論・とりまとめ
- 4月20日～ 指定管理団体からの補償金額の認可申請を受けて、文化審議会で審議 ⇒ 文化庁長官による認可
- 4月28日 平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」が施行

著作権法第35条第1項の規定

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 ①学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)
において②教育を担当する者及び授業を受ける者は、③その授業の過程における利用
に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表され
た著作物を④複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化
を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信
されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。⑤ただし、当該著作物の種
類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし
著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(※) 別途、著作権法第32条(引用)の規定によって自由に利用できる場合もある。

(例: オンライン授業において、絵画などを画面に表示しながら、口頭で解説・批評を行う)

著作権法第35条第1項における主な要件

① 対象施設

学校その他の教育機関(営利を目的としないもの) ※ 塾・予備校(認可なし)は×

② 対象主体

教育を担任する者(教員等) + 授業を受ける者(児童・生徒・学生等)

※ 教員等の指示の下、事務職員等の補助者が行うことも可

※ 教育委員会等の組織が主体となるのは×

③ 利用の目的・限度

「授業の過程」における利用に必要と認められる限度

※ 教育課程外の教育活動(例:部活動)も含まれるが、職員会議などは×

※ その授業と関係のない他の教員・教育機関と共有するのは×

※ その授業で取り扱う範囲を超えてコピー・送信するのは×

④ 対象行為

複製、公衆送信、公衆送信を受信して公に伝達

⑤ 権利者利益への影響

その著作物の種類や用途、複製の部数などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと

※ ドリル・ワークブックなど、児童生徒等の購入を想定した著作物のコピー・送信は×

※ 授業を受ける者に限らず誰もが見られるようにインターネット上に公開するのは×

平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」について

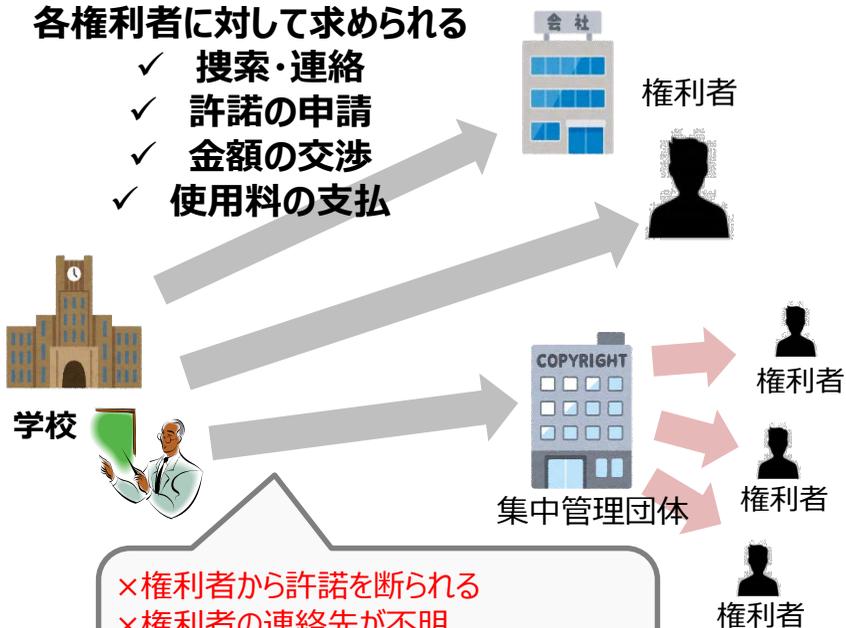
学校等の授業の過程における、**遠隔合同授業等以外の公衆送信**により著作物を利用する場合

改正前

著作物毎に、利用の都度許諾を得ること
対価を支払うことが必要

各権利者に対して求められる

- ✓ 検索・連絡
- ✓ 許諾の申請
- ✓ 金額の交渉
- ✓ 使用料の支払



- ×権利者から許諾を断られる
- ×権利者の連絡先が不明
- ×集中管理されていない権利者が多い
- ×手続きが煩雑で授業に間に合わない

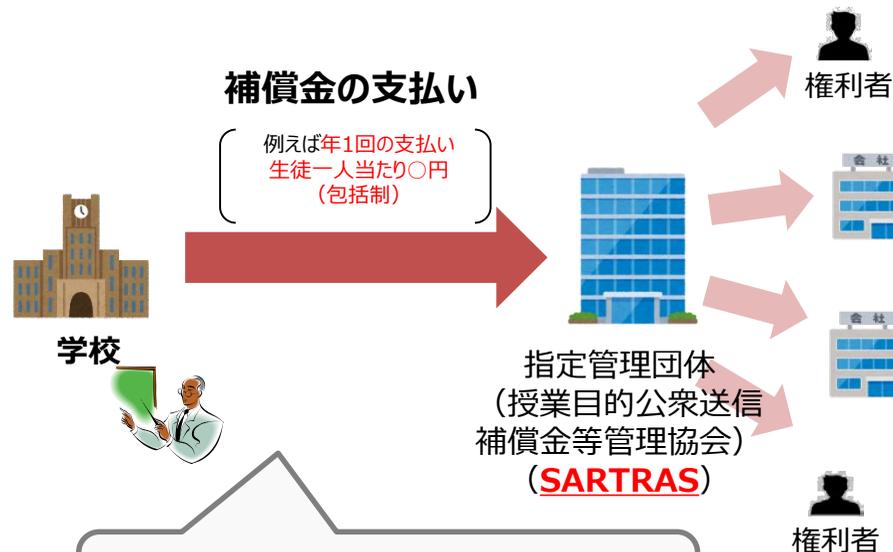
改正後

権利制限により、ワンストップの窓口にて
一定の補償金を支払えば著作物を適法に利用可能

※補償金額については、補償金徴収分配団体が教育関係者からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可する。

補償金の支払い

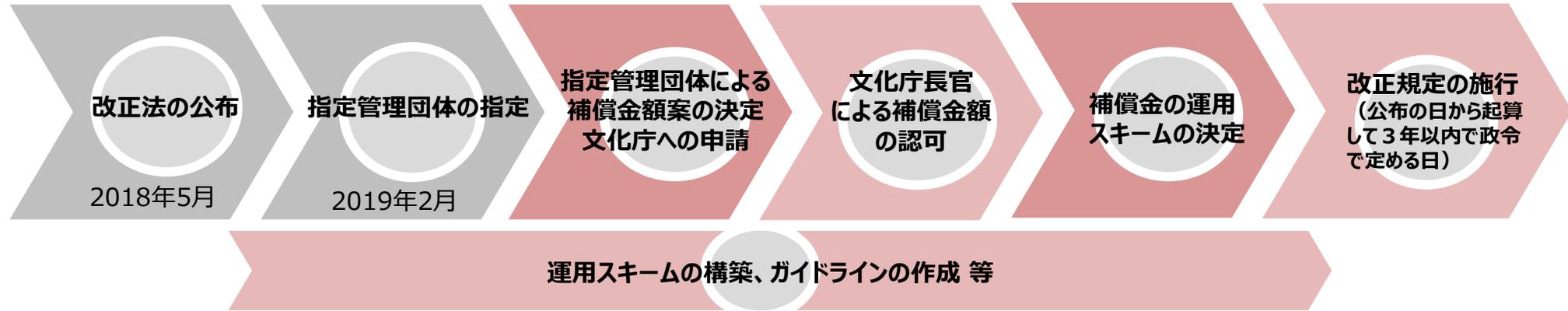
例えば年1回の支払い
生徒一人当たり〇円
(包括制)



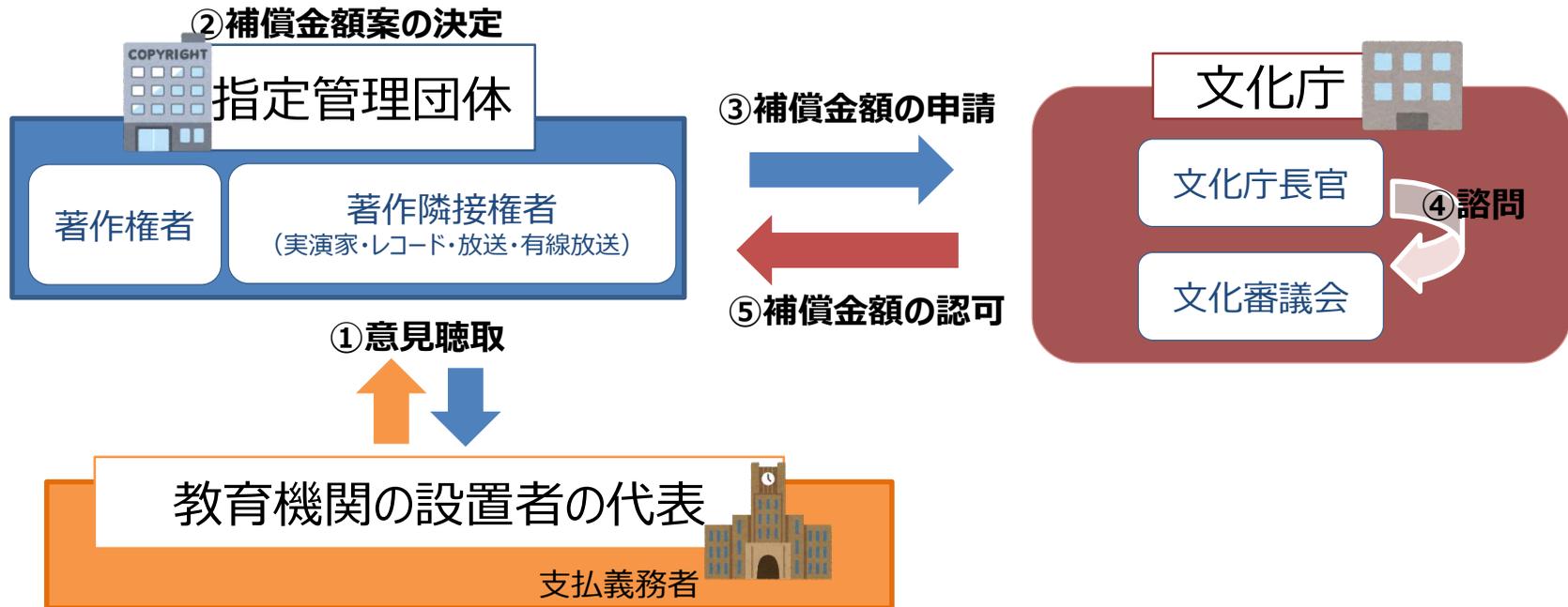
- 権利者に許諾なく自由に利用可能
- 簡便かつ迅速な手続きで利用可能

授業目的公衆送信補償金制度開始までの流れ

制度開始（施行）までのプロセス



補償金額の決定プロセス



指定管理団体について

授業目的公衆送信補償金は、文化庁長官が指定する指定管理団体（全国を通じて1個に限る）のみが権利行使できることが予定されている（第104条の12）。

➔ 平成31年2月15日に「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」が指定管理団体として指定された。

（同協会は、教育分野に係る権利者団体39団体により平成28年9月に設立された「教育利用に関する著作権等管理協議会」を母体とし、平成31年1月22日に設立された。なお、「教育利用に関する著作権等管理協議会」は、文化審議会著作権分科会において、著作権法第35条の権利制限規定の整備に伴い補償金制度の導入がなされることとなった場合に、補償金の徴収分配の受皿となる団体を設立して必要な準備に当たる旨の方針を表明していた。）

協会の概要

名称：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

英名：Society for the Administration of Remuneration for
Public Transmission for School Lessons

略称：SARTRAS（サートラス）

設立：2019年1月22日設立

代表理事：土肥一史

（弁護士、吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授）



〔目的〕

本会は、著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の権利を有する者（以下「権利者」という。）のために、授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）を受け取る権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、教育分野の著作物等の利用の円滑化を図るとともに、あわせて著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の普及発展に寄与することを目的とする。

〔実施する事業〕

- (1) 著作権法（以下「法」という。）第104条の13第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受け取る権利の行使に関すること
- (2) 著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
- (3) 著作権制度の普及啓発及び調査研究
- (4) 著作物の創作の振興及び普及
- (5) 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
- (6) 教育における著作物等の利用に関する調査研究
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

社員一覧

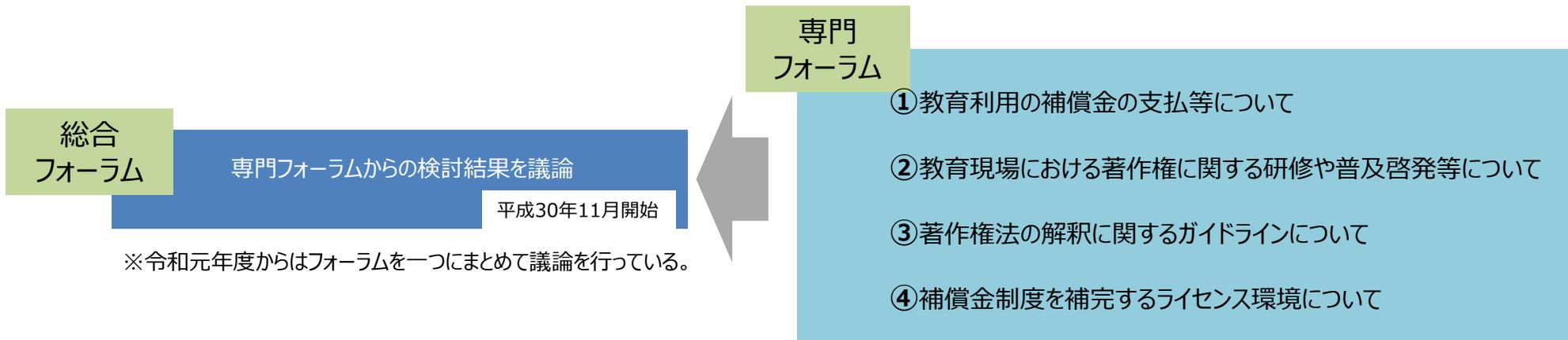
（令和2年1月末時点）

社員	構成員団体
新聞教育著作権協議会	一般社団法人新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人学術著作権協会 公益社団法人日本文藝家協会 協同組合日本脚本家連盟 協同組合日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人日本写真著作権協会 一般社団法人日本美術著作者連合 公益社団法人日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人日本雑誌協会 一般社団法人日本書籍出版協会 一般社団法人自然科学書協会 一般社団法人日本医書出版協会 一般社団法人出版梓会 一般社団法人日本楽譜出版協会 一般社団法人日本電子書籍出版社協会 日本児童図書出版協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人日本音楽著作権協会 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人日本民間放送連盟 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

権利者団体と教育関係者が共同してフォーラムを設置し、文化庁・文部科学省、有識者等より助言を得つつ、改正法に基づく制度の構築をはじめとする環境整備に取り組んでいる。

昨年度より①補償金の支払等 ②教育現場における普及啓発 ③著作権法の解釈に関するガイドライン ④補償金制度を補完するライセンス環境について検討がなされ、今年度は③を中心に議論が進められている。（令和元年度は計8回開催）



（構成団体・構成員例）

利用者側
（総合フォーラム委員）

- 全国都道府県教育委員会連合会
- 全国市町村教育委員会連合会
- 日本私立小学校連合会
- 日本私立中学高等学校連合会
- 一般社団法人国立大学協会
- 日本私立大学団体連合会
- 一般社団法人公立大学協会
- 国立高等専門学校機構
- 全国公立短期大学協会
- 全国専修学校各種学校総連合会
- その他 有識者 関係団体 等

権利者側

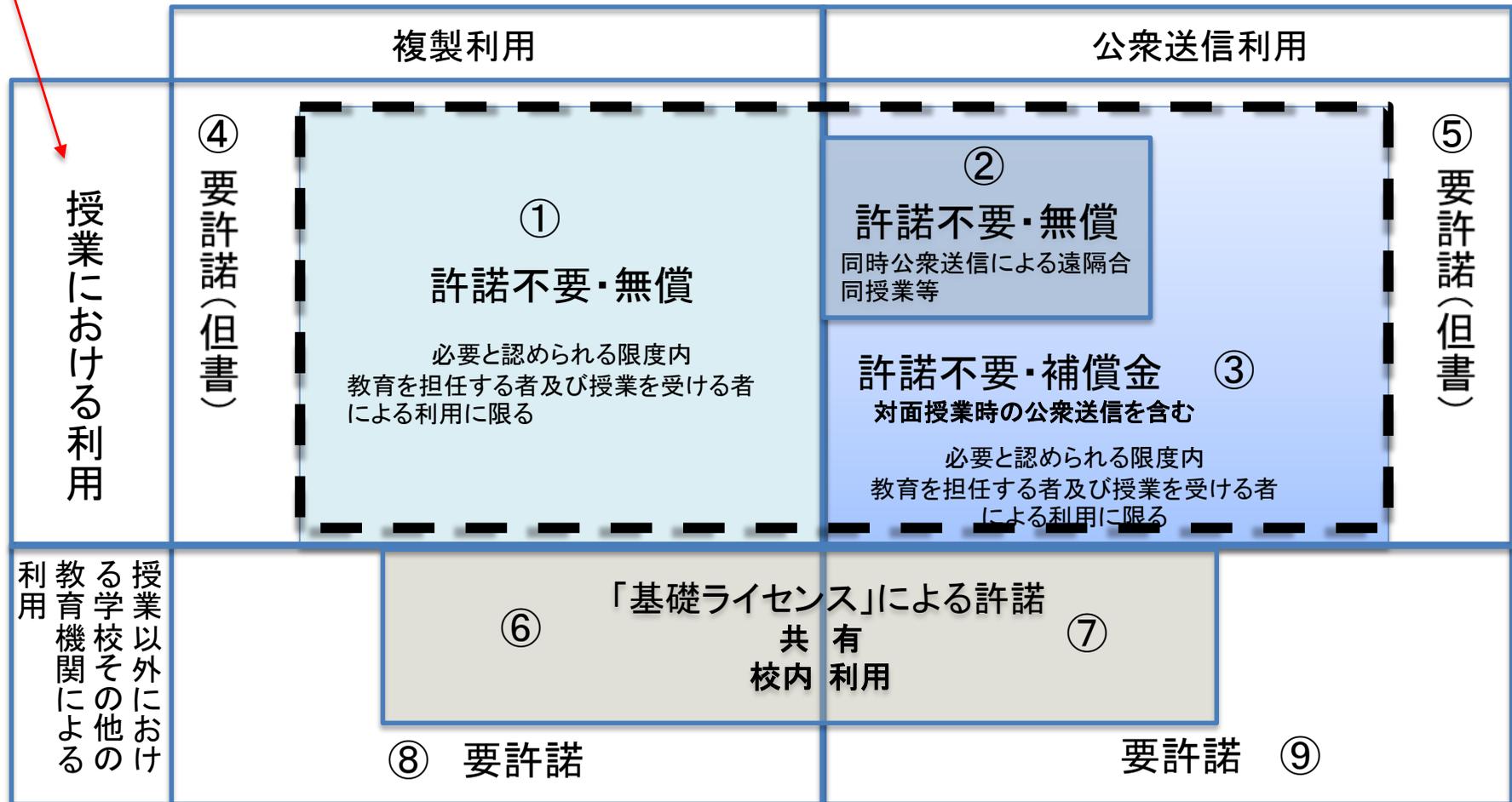
- 一般社団法人日本写真著作権協会
- 一般社団法人日本書籍出版協会
- 日本放送協会
- 協同組合日本脚本家連盟
- 一般社団法人日本雑誌協会
- 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
- 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- 一般社団法人日本音楽著作権協会
- 一般社団法人日本レコード協会
- 一般社団法人日本民間放送連盟
- 一般社団法人日本新聞協会
- 一般社団法人日本美術著作権連合
- 公益社団法人日本文藝家協会
- 一般社団法人学術著作権協会

著作権法の解釈に関する運用指針（ガイドライン）について

※この図は、著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの場で検討中のため、今後修正される可能性があります。

改正著作権法35条

教育機関における利用と権利制限・補償金との関係整理



※ただし、他の権利制限規定により許諾不要・無償で利用できる場合もあります。

平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」に関するQ&A (基本的な考え方)

令和2年4月24日
文化庁著作権課

本Q&Aは、平成30年著作権法改正により創設された「授業目的公衆送信補償金制度」に関して、文化庁としての基本的な考え方を整理したものです。今後も、必要に応じて、内容の追加・更新を行っていく予定です。

なお、改正法の規定の解釈や具体的な事例の取扱いについては、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」において「改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度版）」（以下「令和2年度版運用指針」という。）が取りまとめられておりますので、そちらを御参照下さい（<https://forum.sartras.or.jp/info/004/>）。

(制度の趣旨・概要について)

問1 平成30著作権法改正により「授業目的公衆送信補償金制度」を創設した趣旨と制度の概要を教えてください。この制度により、教育現場で新たにどのような行為が行えるようになるのでしょうか。

(答)

1. 教育現場での著作物利用に関しては、従来から、対面授業のための著作物のコピー・配布や、対面授業の様子を遠隔地に同時中継する際の著作物の送信は、権利者の許諾なく行えることとなっていました。
2. 一方で、その他のインターネット送信については個別に権利者の許諾が必要とされていましたが、利用を断られたり、権利者を探し、許諾を得るための交渉に多くの手間と時間がかかるなどにより、円滑に著作物が利用できない場合があるという課題が指摘されていました。
3. このような課題を解決し、ICTを活用した教育の推進に資するよう、平成30年著作権法改正により、学校の設置者が文化庁の指定する権利者団体（指定管理団体）に一括して補償金を支払うことで、個別の許諾を要することなく様々な著作物を円滑に利用することができる制度（授業目的公衆送信補償金制度）を創設しました。
4. この制度により、例えば、予習・復習・自宅学習用の教材をメールで送信することや、リアルタイムでのオンライン指導やオンデマンドの授業において、講義映像や資料をインターネットで児童生徒等に対して送信することなどが可能となります。なお、例えば、児童生徒等が購入することを想定したドリル・ワークブックをそのまま送信するなど、著作権者の利益を不当に害する行為は認められませんので、御注意いただければと思います。

問2 新たに対象となる「公衆送信」についてだけ補償金の支払い義務が課されているのは、なぜでしょうか。

(答)

1. まず、複製機器の発達・普及に伴って、教育現場で著作物の高品質なコピーが大量に行われている現状に鑑みると、現行著作権法制定時（1970年）の状況に鑑みて無償とされた著作物の「複製」についても、権利者が受ける不利益を補償する必要性が認められるとの見解があります。
2. 一方で、これまでずっと無償とされてきた「複製」まで補償金の対象とすると、教育現場に混乱が生じることが懸念されたことから、平成30年の著作権法改正では、「複製」は従来通り無償としつつ、新たに対象となる「公衆送信」について補償金の支払い義務を課すこととしました。なお、デジタル・インターネットでの利用については、紙でコピー・配布する場合のような物理的な制約がないため、権利者が受ける不利益が拡大する可能性が大きいという事情もあります。
3. クリエイターは、著作物の利用に伴う対価を生活の糧としており、適切に対価が還元されることで良い作品を継続的に生み出すことが可能となります。今回の制度も、「著作物利用の円滑化」と「権利者の利益保護」とを両立させる仕組みであることを御理解頂ければと思います。

(早期施行について)

問3 当初の予定を早めて制度を施行することとした経緯・趣旨を教えてください。

(答)

1. 平成30年著作権法改正により創設された「授業目的公衆送信補償金制度」は、改正法の公布から3年以内（2021年5月まで）に施行することとなっており、2021年4月からの施行に向け、関係者間で様々な調整が進められていました。
2. そうした中で、今般の新型コロナウイルス感染症の流行が生じ、教育現場において、オンラインでの遠隔授業等のニーズが急速に高まって来ました。これに対しては、現行法の下でも、文化庁からの要請に基づき、主要な権利者団体において無償での利用許諾を行うなど積極的な配慮を行って頂いておりましたが、大学を中心に、より抜本的な対応として、この制度の早期施行を求める御意見を頂きました。
3. こうした状況を踏まえ、文化庁では、指定管理団体とも相談の上、当初の予定を前倒しし、多くの大学等で本格的に遠隔授業等が開始される4月末（28日）から、制度を施行することを決定いたしました。
4. この制度は、学校の設置者が、各分野の権利者団体で構成される「指定管理団体」に一括して補償金を支払うものですが、今般の事態の緊急性・重要性等に鑑みた権利者団体の判断に基づき、令和2年度に限って特例的に補償金額は無償（0円）となっています。

問4 令和2年度は、補償金の支払いを要することなく制度を利用できるということでしょうか。また、制度の利用に当たって何か手続は必要となりますか。

(答)

1. 今般の事態の緊急性・重要性に鑑みた指定管理団体の皆さまの御判断に基づき、令和2年度に限って特例的に補償金額は無償(0円)となっていますので、令和2年度中は、補償金の支払いなく制度を利用することができます。
2. 制度の利用に当たっては、教育機関の設置者から文化庁の指定する「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」に対して、事前に(事前が難しい場合は、利用開始後速やかに)、教育機関名の届出をして頂くようお願いいたします。届出方法などは、4月28日以降、同協会のウェブサイト(<https://sartras.or.jp/todokede>)を御覧下さい。また、利用状況について、なるべく教育現場に負担の少ない形でサンプル調査を行うことが予定されていますので、そちらへの御協力もお願いいたします。

(要件・事例について)

問5 制度の対象となる施設の範囲について教えてください。私立学校や、いわゆる「一条校」でない学校・施設も対象になるのでしょうか。

(答)

1. この制度の対象となる施設は、著作権法第35条第1項において「学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)」と規定されています。
2. 私立学校や、いわゆる「一条校」ではない専修学校・各種学校、社会教育施設なども広く対象となりますが、専修学校・各種学校としての認可を受けていない予備校・塾など、営利目的と評価される施設は対象外です。詳細については、令和2年度版運用指針を御参照下さい(<https://forum.sartras.or.jp/info/004/>)。

問6 誰もが見られるウェブサイト上に、教材や授業動画をアップロードすることはできますか。また、学校間で教材の共有をすることはできますか。

(答)

1. 権利者から許諾を得ない限り、授業を受ける児童生徒等に限定して配信する必要がありますので、誰もが見られるウェブサイト上にアップロードすることはできません。なお、例えば、YouTubeを活用する場合、「非公開」や「限定公開」という設定を行うことによって受信者を限定することができます。

2. また、この制度は、あくまで個々の教員が自らの授業のために教材等を作成・配信することを認める制度ですので、学校間での教材の共有はできません。なお、この制度とは別途、権利者団体においては、学校間での教材の共有にも対応した包括的なライセンス（許諾）について検討されています。

問7 個々の教員ではなく、教育委員会が主体となって授業動画を作成・配信することはできますか。

（答）

1. この制度の対象となる主体は、著作権法第35条第1項において「教育を担任する者及び授業を受ける者」と規定されています。
2. このため、個々の教員や児童生徒等ではなく、教育委員会等の組織が主体となって教材や授業動画を作成・配信する場合は、この制度の対象外となります。この場合、権利者の許諾を得る必要があります。なお、新型コロナウイルス感染症対策による休校期間の学習のための著作物利用については、著作権者が特別の配慮をしている場合もありますので、関係の著作権等管理事業者等にお問い合わせください。

問8 「授業の過程における利用」が対象ということですが、教育課程内の活動に限定されるのでしょうか。また、予習・復習は対象となりますか。

（答）

学校等の管理下で責任を持って行われる教育活動であれば、教育課程外の活動（例：部活動や補習）を含めて、制度の対象となります。また、授業の予習・復習の際の利用も対象となります。詳細については、令和2年度版運用指針を御参照下さい (<https://forum.sartras.or.jp/info/004/>)。

問9 外国の著作物や、JASRACなどの権利者団体に加入していない者の著作物も利用できるのでしょうか。

（答）

この制度では、法律上、全ての権利者の権利を制限して、一定の要件の下で許諾なく利用できるようにしています。このため、外国の著作物や権利者団体に加入していない者の著作物も利用することができます。

問10 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、制度の対象とならない（許諾が必要）とのことですが、これに該当するかどうかは、どのように判断するのでしょうか。

（答）

1. 著作権法第35条第1項において、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」にはこの制度が適用されない（許諾が必要となる）ことが規定されています。
2. これに該当するか否かは、学校等の教育機関でコピー・配信が行われることによって、現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点から判断されるものです。
3. 典型的には、ドリルやワークブックなど児童生徒等が購入することを想定して販売されている資料を、その購入等の代替となるような態様でコピー・配信することが「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当します。詳細については、令和2年度版運用指針を御参照下さい (<https://forum.sartras.or.jp/info/004/>)。具体的な事例については、今後追加されていくことが予定されています。

（今後の予定について）

問11 令和3年度以降、この制度はどうなるのでしょうか。

（答）

1. まず、当然ながら、この制度は、令和2年度限定のものではなく、令和3年度以降も継続していくものです。
2. 一方で、補償金額については、令和2年度に限って特例的に無償（0円）となっているものですので、令和3年度からは原則通り有償となります。具体的な金額については、今後、教育機関の設置者を代表する各団体からの御意見を聴いた上で、文化庁が指定した「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）」が案を作成し、文化庁の認可を受けることとなります。
3. また、運用指針（ガイドライン）については、令和2年度版運用指針とは別途、令和3年度以降の運用に対応したものを策定すべく、引き続き「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」において議論が行われる予定です。詳細については、決まり次第、順次、SARTRASのHPにおいて周知していくことが予定されています。

著作権法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）

新旧対照条文（授業目的公衆送信補償金制度関係条項を抜粋）

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（学校その他の教育機関における複製等） 第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物その原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときは、適用しない。</p>	<p>（学校その他の教育機関における複製等） 第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p>（新設） 2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物その原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p>

第二節 授業目的公衆送信補償金

(授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使)

第百四条の十一 第三十五条第二項(第百二条第一項において準用する場合を含む。第百四条の十三第二項及び第百四条の十四第二項において同じ。)の補償金(以下この節において「授業目的公衆送信補償金」という。)を受ける権利は、授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する者(次項及び次条第四号において「権利者」という。)のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの(以下この節において「指定管理団体」という。)があるときは、当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

2 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて授業目的公衆送信補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

(指定の基準)

第百四条の十二 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ

前条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 一般社団法人であること。

二 次に掲げる団体を構成員とすること。

イ 第三十五条第一項(第百二条第一項において準用する場合を含む

。次条第四項において同じ。)の公衆送信(第三十五条第三項の公衆送信に該当するものを除く。以下この節において「授業目的公衆送信」という。)に係る著作物に関し第二十三条第一項に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において授業目的公衆送信に係る著作物に関し同項に規定

(新設)

(新設)

(新設)

する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ロ 授業目的公衆送信に係る実演に関し第九十二条第一項及び第九十二条の二第一項に規定する権利を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において授業目的公衆送信に係る実演に関しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ハ 授業目的公衆送信に係るレコードに関し第九十六条の二に規定する権利を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において授業目的公衆送信に係るレコードに関し同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ニ 授業目的公衆送信に係る放送に関し第九十九条第一項及び第九十九条の二第一項に規定する権利を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において授業目的公衆送信に係る放送に関しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ホ 授業目的公衆送信に係る有線放送に関し第一百条の三及び第一百条の四に規定する権利を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において授業目的公衆送信に係る有線放送に関しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

三 前号イからホまでに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること。

イ 営利を目的としないこと。

ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。

ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 権利者のために授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する業務（第四百四条の十五第一項の事業に係る業務を含む。以下この節において「補償金関係業務」という。）を的確に遂行するに足りる能力を

有すること。

(授業目的公衆送信補償金の額)

第百四条の十三 第百四条の十一第一項の規定により指定管理団体が授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可があつたときは、授業目的公衆送信補償金の額は、第三十五条第二項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

3 指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、授業目的公衆送信が行われる第三十五条第一項の教育機関を設置する者の団体で同項の教育機関を設置する者の意見を代表すると認められるものの意見を聴かなければならない。

4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る授業目的公衆送信補償金の額が、第三十五条第一項の規定の趣旨、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。

5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

(補償金関係業務の執行に関する規程)

第百四条の十四 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程には、授業目的公衆送信補償金の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十五条第二項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

(新設)

(新設)

(著作権等の保護に関する事業等のための支出)

第百四条の十五 指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の総額のうち、授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告の徴収等)

第百四条の十六 文化庁長官は、指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、補償金関係業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又は補償金関係業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

(政令への委任)

第百四条の十七 この節に規定するもののほか、指定管理団体及び補償金関係業務に関し必要な事項は、政令で定める。

(新設)

(新設)

(新設)

著作権法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百六十号）

新旧対照条文（授業目的公衆送信補償金制度関係条項を抜粋）

○著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第十一章 授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体等 （業務規程）</p> <p>第五十七条の十 法第百四条の十四第一項の補償金関係業務の執行に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）には、同条第二項に規定するもののほか、法第百四条の十五第一項の事業のための支出に關する事項を含むものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、業務規程で定めなければならない事項は、文部科学省令で定める。</p> <p>（著作権等の保護に関する事業等のために支出すべき授業目的公衆送信補償金の額の算出方法）</p> <p>第五十七条の十一 法第百四条の十五第一項の事業のために支出すべき授業目的公衆送信補償金の額は、著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額に授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して文部科学省令で定める割合を乗じて算出するものとする。</p> <p>（著作権等の保護に関する事業等に関する意見聴取）</p> <p>第五十七条の十二 指定管理団体（法第百四条の十一第一項に規定する指定管理団体をいう。以下この章において同じ。）は、法第百四条の十五</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

第一項の事業を実施しようとするときは、当該事業が権利者（法第百四条の十一第一項に規定する権利者をいう。以下この章において同じ。）全体の利益に資するものとなるよう、あらかじめ、その内容について学識経験者の意見を聴かなければならない。

（業務の廃止）

第五十七条の十三 指定管理団体は、その補償金関係業務（法第百四条の十二第四号に規定する補償金関係業務をいう。以下この章において同じ。）を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

- 一 休止又は廃止を必要とする理由
 - 二 休止しようとする日及び休止の期間又は廃止しようとする日（第三項において「廃止の日」という。）
 - 三 権利者に対する措置
 - 四 法第百四条の十五第一項の事業のための支出に関する措置
- 2 文化庁長官は、前項の規定による廃止の届出があつたときは、その旨を官報で告示する。
 - 3 法第百四条の十一第一項の規定による指定は、廃止の日として前項の規定により官報で告示された日に、その効力を失う。

（指定の取消し）

第五十七条の十四 文化庁長官は、指定管理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、法第百四条の十一第一項の規定による指定を取り消すことができる。

- 一 法第百四条の十二各号に掲げる要件のいずれかを備えなくなつたとき。
- 二 法第百四条の十四第一項の規定により文化庁長官に届け出た業務規

（新設）

（新設）

程によらないで補償金関係業務を行ったとき、その他補償金関係業務の適正な運営をしていないとき。

三 法第四百四条の十五第三項の規定による命令に違反したとき。

四 法第四百四条の十六の規定に違反して報告をせず、若しくは帳簿、書類その他の資料を提出せず、若しくは同条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は同条の規定による勧告に従わなかったとき。

五 第五十七条の十二の規定に違反したとき。

六 次条において準用する第四十九条の規定に違反したとき。

七 相当期間にわたり補償金関係業務を休止している場合において、当該休止により権利者の利益を著しく害するおそれがあると認められるとき。

2 文化庁長官は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を官報で告示する。

(準用)

第五十七条の十五 第四十六条、第四十八条及び第四十九条の規定は、指定管理団体について準用する。この場合において、第四十六条中「法第九十五条第五項又は第九十七条第三項の」とあるのは「法第四百四条の十一第一項の規定による」と、第四十八条中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、第四十九条第一項中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、「開始前に」とあるのは「開始前に(法第四百四条の十一第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)」と、同条第二項中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、「決算完結後一月」とあるのは「当該事業年度の終了後三月」と読み替えるものとする。

(新設)

著作権法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年文部科学省令第三十七号）

新旧対照条文（授業目的公衆送信補償金制度関係条項を抜粋）

○著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第十章の二 授業目的公衆送信補償金の額の認可申請等</p> <p>（授業目的公衆送信補償金の額の認可の申請）</p> <p>第二十二條の四 法第百四條の十一第一項に規定する指定管理団体（以下この章において「指定管理団体」という。）は、法第百四條の十三第一項の規定により授業目的公衆送信補償金（法第百四條の十一第一項の授業目的公衆送信補償金をいう。以下この章において同じ。）の額の設定又は変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に参考となる事項を記載した書類を添付して、文化庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 指定管理団体の名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>二 設定又は変更の認可を受けようとする授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項</p> <p>三 法第百四條の十三第三項の規定による教育機関を設置する者の団体からの意見聴取の概要（当該団体の名称及び代表者の氏名、当該意見聴取の年月日及び方法、当該団体から聴取した意見の内容並びに当該意見聴取の結果の授業目的公衆送信補償金の額への反映状況を含む。）</p> <p>（補償金関係業務に係る業務規程の記載事項等）</p> <p>第二十二條の五 令第五十七條の十第二項の業務規程で定めなければならない事項は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

一 授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する業務に要する手数料（第三項第一号において「手数料」という。）に関する事項

二 文化庁長官の認可を受けた授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項の公示に関する事項

2 法第百四条の第十四第二項の授業目的公衆送信補償金の分配に関する事項には、当該分配の方法の詳細（著作権者又は著作隣接権者の不明その他の理由により授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する著作権者又は著作隣接権者と連絡することができない場合における分配の方法を含む。）及びその決定の基礎となるべき事項を含むものとする。

3 指定管理団体は、法第百四条の第十四第一項の規定により同項の規程を届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類（変更の場合にあつては、変更の内容及び理由を記載した書類）を添付しなければならない。

一 手数料の算定の基礎となるべき事項

二 法第百四条の第十二第四号の補償金関係業務を的確に遂行するための体制の整備に関する事項

三 法第百四条の十五第一項の事業の検討の状況及び令第五十七条の十二の規定による学識経験者からの意見聴取の方法に関する事項

（ディスク等による手続）

第二十四条 次に掲げる書類の提出については、電子的方法、磁気的方法その他の方法により当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したディスクその他これに準ずるものを提出することによつて行うことができる。

一 法第百四条の七第一項及び第百四条の十四第一項の規定により届け出なければならぬ規程に係る書類並びに第二十二條の五第三項の規程により添付しなければならない書類

二 略

五 令第四十九条（令第五十七条の三、第五十七条の九及び第五十七条

（ディスク等による手続）

第二十四条 次に掲げる書類の提出については、電子的方法、磁気的方法その他の方法により当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したディスクその他これに準ずるものを提出することによつて行うことができる。

一 法第百四条の七第一項の規定により届け出なければならぬ規程に係る書類

二 略

五 令第四十九条（令第五十七条の三及び令第五十七条の九において準

の十五)において準用する場合を含む。以下同じ。) 第一項の規定により提出しなければならない事業計画及び収支予算に係る書類並びに令第四十九条第二項の規定により提出しなければならない事業報告書に係る書類

六 (略)

七 令第五十七条の七第一項及び第五十七条の十三第一項の規定により届け出なければならない事項に係る書類

八 第二十二条の二及び第二十二条の四の規定により提出しなければならない申請書に係る書類並びに同条の規定により添付しなければならない参考となる事項を記載した書類

用する場合を含む。以下同じ。) 第一項の規定により提出しなければならない事業計画及び収支予算に係る書類並びに同条第二項の規定により提出しなければならない事業報告書に係る書類

六 (略)

七 令第五十七条の七第一項の規定により届け出なければならない事項に係る書類

八 第二十二条の二の規定により提出しなければならない申請書に係る書類

著作権法施行規則の一部を改正する省令（令和二年文部科学省令第十七号） 新旧対照条文

○著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>（著作権等の保護に関する事業等のために支出すべき授業目的公衆送信補償金の額の算出に用いる割合） 第二十二條の六 令第五十七條の十一の文部科学省令で定める割合は、二割とする。</p>	<p>（新設）</p>

政令第四百四十六号

著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、著作権法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年四月二十八日とする。

理由

著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。

「授業目的公衆送信補償金制度」の今後の運用について

令和2年4月16日

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

別紙に記載した団体の関係者及び有識者で構成される本フォーラムは、平成30年著作権法改正により創設された「授業目的公衆送信補償金制度」（以下「新制度」という。）について、以下のとおり、令和2年度の緊急的かつ特例的な運用と、令和3年度以降の本格的な運用に向けた準備を進めていくことを確認する。この取扱いについては、関係者や文化庁・文部科学省が協力しつつ、様々な機会を活用して教育現場に対する周知等を行っていくこととする。

1. 令和2年度の緊急的かつ特例的な運用について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴うオンラインでの遠隔授業等のニーズに緊急的に対応するため、令和2年4月28日から、新制度の緊急的かつ特例的な運用を開始すること。その際、以下のとおり運用を行うこと。

- (1) 令和2年度に限った新制度に関する運用指針（ガイドライン）は、本フォーラムにおいてこれまで整理しつつあったものとは別途、別添のとおりとする。
- (2) 指定管理団体である一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下「協会」という。）は、文化庁長官に対して、令和2年度に限った特例的な補償金額（無償）について認可申請を行う。
- (3) ①新制度を利用する教育機関の設置者は、事前に（事前が難しい場合は、利用開始後速やかに）協会に対してその教育機関名の届出を行うとともに、②協会は、教育機関に過度な負担がかからない範囲で著作物の利用実績を把握するため、教育機関の協力を得てサンプル調査を行う（②の実施方法については、教育機関に過度な負担をかけないよう十分に留意しつつ、今後、協会において教育機関と相談しつつ整理する）。

2. 令和3年度以降の本格的な運用について

令和3年4月から、新制度の本格的な運用を開始できるよう、以下の点を前提として認識しつつ、今後の議論を建設的かつ速やかに進めること。

- (1) 令和3年度以降の新制度に関する運用指針（ガイドライン）については、上記1.(1)とは別途、これまでの本フォーラムにおける議論を踏まえ、引き続き議論を継続し、令和3年度からの新制度の利用を希望する教育機関にとって極力支障がないよう取りまとめることを目指す。
- (2) 協会は、令和3年度からの新制度の利用を希望する教育機関にとって極力支障がないよう、教育機関の設置者を代表する各団体への意見聴取を行った上で、文化庁長官に対して、令和3年度以降の補償金額（有償）について認可申請を行う。
- (3) 令和3年度以降における利用実績の把握の方法については、権利者への補償金の正確な分配と教育機関の負担軽減とのバランスを考慮し、別途、協会において教育機関と相談しつつ整理する。

(以上)

(別紙)

本フォーラム関係団体一覧

【フォーラム構成員の所属団体】

<教育関係団体>

全国都道府県教育委員会連合会
全国市町村教育委員会連合会
日本私立小学校連合会
全国連合小学校長会
日本私立中学高等学校連合会
全日本中学校長会
全国高等学校長協会
日本私立高等専門学校協会
一般社団法人国立大学協会
日本私立大学団体連合会
公益財団法人私立大学通信教育協会
一般社団法人公立大学協会
一般社団法人大学 ICT 推進協議会
独立行政法人国立高等専門学校機構
全国公立短期大学協会
全国専修学校各種学校総連合会

<権利者団体>

一般社団法人日本写真著作権協会
一般社団法人日本書籍出版協会
日本放送協会
協同組合日本脚本家連盟
一般社団法人日本雑誌協会
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
一般社団法人日本音楽著作権協会
一般社団法人日本レコード協会
一般社団法人日本民間放送連盟

一般社団法人日本新聞協会
一般社団法人日本美術著作権連合
公益社団法人日本文藝家協会
一般社団法人学術著作権協会
一般社団法人教科書著作権協会
一般社団法人超教育協会

【オブザーバー（関係省庁）】

文化庁著作権課
文部科学省総合教育政策局政策課
文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

2020年4月16日

改正著作権法第35条運用指針

(令和2(2020)年度版)

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

本運用指針(ガイドライン)は、令和2年度における授業目的公衆送信補償金制度の緊急的かつ特例的な運用のために、本フォーラムにおいてこれまで整理しつつあったものとは別に策定されたものです。令和3年度以降のこの制度に関する運用指針(ガイドライン)は、これまでの本フォーラムにおける議論を踏まえ、引き続き議論を行った上で、取りまとめられます。

目次

■改正著作権法第35条（平成30（2018）年改正）	3
用語の定義	4
① 「複製」	4
② 「公衆送信」	4
③ 「学校その他の教育機関」	5
④ 「授業」	6
⑤ 「教育を担当する者」	7
⑥ 「授業を受ける者」	7
⑦ 「必要と認められる限度」	7
⑧ 「公に伝達」	7
⑨ 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」	8
参考資料	12
1 授業の過程における利用行為と著作権法上の扱いについて	12
2 著作権法における権利制限の例	13
3 関連法令、根拠法令等	15
（1）非営利の教育機関	15
（2）初等中等教育での「授業」	16
（3）高等教育での「授業」	18
（4）社会教育施設での「授業」	21

■改正著作権法 第35条（平成30（2018）年改正）

改正著作権法第35条は、「学校その他の教育機関」で「教育を担当する者」と「授業を受ける者」に対して、「授業の過程」で著作物を無許諾・無償で複製すること、無許諾・無償又は補償金で公衆送信（「授業目的公衆送信」）すること、無許諾・無償で公に伝達することを認めています。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではありません。

<条文>

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

※著作権法の定めにより、授業目的公衆送信補償金制度は著作隣接権に対しても準用されます。

※「引用」などの権利制限規定が適用される場合には、無許諾で利用できます。なお、本条のほか、デジタル方式による私的録音録画（30条2項）、教科書・デジタル教科書・営利目的の拡大教科書への掲載（33条、33条の2、33条の3）、営利目的の試験への複製・公衆送信（36条）、視聴覚教育センター等におけるビデオの貸出し（38条5項）等については補償金の支払いが必要です。

用語の定義

①「複製」

手書き、キーボード入力、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により、既存の著作物の一部又は全部を有形的に複製することをいいます（著作権法第2条1項15号。著作物だけでなく、実演、レコード、放送・有線放送の利用についても同様です）。

該当する例	<ul style="list-style-type: none">・ 黒板への文学作品の板書・ ノートへの文学作品の書き込み・ 画用紙への絵画の模写・ 紙粘土による彫刻の模造・ コピー機を用いて紙に印刷された著作物を別の紙へコピー・ コピー機を用いて紙に印刷された著作物をスキャンして変換したPDFファイルの記録メディアへの保存・ キーボード等を用いて著作物を入力したファイルのパソコンやスマホへの保存・ パソコン等に保存された著作物のファイルのUSBメモリへの保存・ 著作物のファイルのサーバーへのデータによる蓄積（バックアップも含む）・ テレビ番組のハードディスクへの録画
-------	--

②「公衆送信」

放送、有線放送、インターネット送信（サーバーへ保存するなどしてインターネットを通じて送信できる状態にすること（「送信可能化」を含む））その他の方法により、不特定の者または特定多数の者（公衆※）に送信することをいいます（著作権法第2条1項7号の2、2条5項。著作隣接権の側面では、実演を放送・有線放送、送信可能化すること、レコードを送信可能化すること、放送・有線放送を再放送・再有線放送・有線放送・放送、送信可能化することがこれに相当します）。

ただし、校内放送のように学校の同一の敷地内（同一の構内）に設置されている放送設備やサーバー（構外からアクセスできるものを除きます）を用いて行われる校内での送信行為は公衆送信には該当しません。

該当する例	<ul style="list-style-type: none">・ 学外に設置されているサーバーに保存された著作物の、履修者等からの求めに応じた送信・ 多数の履修者等（公衆）への著作物のメール送信・ 学校のホームページへの著作物の掲載・ テレビ放送・ ラジオ放送
-------	---

※一般的に、授業における教員等と履修者等間の送信は、公衆送信に該当すると考えられます。

③「学校その他の教育機関」

組織的、継続的に教育活動を営む非営利の教育機関。学校教育法その他根拠法令（地方自治体が定める条例・規則を含む）に基づいて設置された機関と、これらに準ずるところをいいます。

<p>該当する例 (カッコ内は根拠法令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、各種学校、専修学校、大学等（学校教育法） ・防衛大学校、税務大学校、自治体の農業大学校等の大学に類する教育機関（各省の設置法や組織令など関係法令等） ・職業訓練等に関する教育機関（職業能力開発促進法等） ・保育所、認定こども園、学童保育（児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律） ・公民館、博物館、美術館、図書館、青少年センター、生涯学習センター、その他これに類する社会教育機関（社会教育法、博物館法、図書館法等） ・教育センター、教職員研修センター（地方教育行政の組織及び運営に関する法律等） ・学校設置会社経営の学校（構造改革特別区域法。営利目的の会社により設置される教育機関だが、特例で教育機関に該当）
<p>該当しない例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営利目的の会社や個人経営の教育施設 ・専修学校または各種学校の認可を受けていない予備校・塾 ・カルチャーセンター ・企業や団体等の研修施設

④「授業」

学校その他の教育機関の責任において、その管理下で教育を担当する者が学習者に対して実施する教育活動を指します。

<p>該当する例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講義、実習、演習、ゼミ等（名称は問わない） ・初等中等教育の特別活動（学級活動・ホームルーム活動、クラブ活動、児童・生徒会活動、学校行事、その他）や部活動、課外補習授業等 ・教育センター、教職員研修センターが行う教員に対する教育活動 ・教員の免許状更新講習 ・通信教育での面接授業¹、通信授業²、メディア授業³等 ・学校その他の教育機関が主催する公開講座（自らの事業として行うもの。収支予算の状況などに照らし、事業の規模等が相当程度になるものについては別途検討する） ・履修証明プログラム⁴ ・社会教育施設が主催する講座、講演会等（自らの事業として行うもの）
<p>該当しない例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入学志願者に対する学校説明会、オープンキャンパスでの模擬授業等 ・教職員会議 ・大学でのFD⁵、SD⁶として実施される、教職員を対象としたセミナーや情報提供 ・高等教育での課外活動（サークル活動等） ・自主的なボランティア活動（単位認定がされないもの） ・保護者会 ・学校その他の教育機関の施設で行われる自治会主催の講演会、PTA主催の親子向け講座等

※履修者等による予習、復習は「授業の過程」とする。

※次の①～③は、授業の過程での行為とする。

- ①送信された著作物の履修者等による複製
- ②授業用資料作成のための準備段階や授業後の事後検討における教員等による複製
- ③自らの記録として保存しておくための教員等または履修者等による複製

※高等専門学校は高等教育機関だが、中等教育と同様の教育課程等について本運用指針での対応する部分が当てはまる。

¹ 通学制の大学と同様の授業

² 教科書等（インターネット配信を含む）で学んで添削指導や試験を受ける授業

³ インターネットを通して教員と学生が双方向でやりとりして学ぶ授業。リアルタイムに行う「同時双方向型」と、サーバーにコンテンツを置く「非同時双方向型」がある。

⁴ 社会人等の学生以外の者を対象とした教育プログラム。修了者には学校教育法に基づく履修証明書が交付される。

⁵ Faculty Development。教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み

⁶ Staff Development。職員を対象とした管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取り組み

⑤ 「教育を担当する者」

授業を実際に行う人（以下、「教員等」という）を指します。

該当する例	・教諭、教授、講師等（名称、教員免許の有無、常勤・非常勤などの雇用形態は問わない）
-------	---

※教員等の指示を受けて、事務職員等の教育支援者及び補助者らが、学校内の設備を用いるなど学校の管理が及ぶ形で複製や公衆送信を行う場合は、教員等の行為とする。

⑥ 「授業を受ける者」

教員等の学習支援を受けている人、または指導下にある人（以下、「履修者等」という）を指します。

該当する例	・名称や年齢を問わず、実際に学習する者（児童、生徒、学生、科目履修生、受講者等）
-------	--

※履修者等の求めに応じて、事務職員等の教育支援者及び補助者らが、学校内の設備を用いるなど学校の管理が及ぶ形で複製や公衆送信を行う場合は、履修者等の行為とする。

⑦ 「必要と認められる限度」

授業に必要な部分・部数に限られます。

該当する例	・クラス単位や授業単位（大学の講義室での講義をはじめ、クラスの枠を超えて行われる授業においては、当該授業の受講者数）までの利用 ・履修者等へ配付するのと同じ複製物の授業参観、研究授業の参加者への配付
-------	--

⑧ 「公に伝達」

公表された著作物であって、公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することをいいます。

該当する例	・授業内容に関するネット上の動画を授業中に受信し、教室に設置されたディスプレイ等で履修者等に視聴させる。
-------	--

⑨ 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」

改正著作権法第 35 条の範囲内で他人の著作物を無許諾・無償又は無許諾・有償（補償金）により利用する際には、授業の過程における著作物の利用にあたって、著作権者の権利を不当に害しないよう、即ち、学校等の教育機関で複製や公衆送信の利用行為が行われることによって、現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物の潜在的販路を阻害したりすることのないよう、十分留意する必要がある。

もし、授業の過程における著作物の利用が著作権者の利益を不当に害する場合は、無許諾・無償又は無許諾・有償（補償金）で利用できる範囲を超えているものとして著作権者の許諾を得ることが求められる。

① 初等中等教育

基本的な考え方

■複製部数や公衆送信の受信者の数■

原則として、複製部数あるいは公衆送信の受信者の数は、授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の数を超えないこと。なお、著作権者の利益を不当に害することまでは認めていないことについて、十分留意すること

小規模な教育機関における授業で、全学年や全校の履修者等に配付する場合は、その全学年又は全校の履修者等の数が一般的な同じ種類の初等中等教育機関の授業の履修者等の数を超えないこと

■著作物の種類と分量■

- 紙、デジタル等形式にかかわらず原則として著作物の小部分の利用（※1）。ただし、小部分の利用が著作者人格権（同一性保持権）の侵害にあたる場合など、全部の利用が認められる場合もある（※2）

全部の例) 俳句、短歌、詩等の短文の言語の著作物

新聞に掲載された記事等の言語の著作物

単体で著作物を構成する写真、絵画（イラスト、版画等含む。注）、彫刻その他の美術の著作物、及び地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物

注 絵画のうち絵本については、1冊で1著作物とされているため、原則として小部分の利用

<不当に害する可能性が高い例>

例) 入学式等の学校行事で学年全体や全校の履修者等全員に配付すること

例) 同一の教員等が同一内容の授業を複数担当する場合や、双方向授業で送る側と受ける側で複数の教室が設定される場合などで、それらの授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の合計数を超える数の複製や公衆送信をすること

例) 同一の教員等がある授業の中で回ごとに同じ著作物の異なる部分を利用することで、結果として

その授業での利用量が小部分ではなくなること

例) 授業を行う上で、教員等や履修者等が通常購入し、提供の契約をし又は貸与を受けて利用する教師用指導書や、参考書、資料集、授業で教材として使われる楽譜、合唱や吹奏楽などの部活動で使われる楽譜、また、一人一人が学習のために直接記入する問題集、ドリル、ワークブック、テストペーパー(過去問題集を含む)等の資料に掲載されている著作物について、それらが掲載されている資料の購入等の代替となるような態様で複製や公衆送信すること

例) 美術、写真、楽譜など、市販の商品の売上に影響を与えるような品質や態様で提供すること。また、これらの著作物を一つの出版物から多数を取り出して利用すること

例) 製本して配布すること

例) 組織的に素材としての著作物をサーバーヘストック(データベース化)すること

※1 本項における分量についての、「小部分」については現場の教員等や履修者等の誤解を避けるため、諸外国の事例を参考に、可能な限り具体的な目安を示すよう、引き続き検討する。検討にあたっては、教科書に準拠した授業を行うことから、教科書に掲載されている著作物の複製や公衆送信が主で、その他の著作物が教材に用いられるとしても補助的なものと考えられる初中等教育の実情を考慮することとする。

※2「小部分」としている著作物であっても、著作権者の権利を不当に害しない範囲で、授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において「全部」利用できることもあり得ることについては、例示等によって明確化する。

注・教材に用いられた著作物の利用のうち、履修者等に対する送信可能化については、当該教材を用いて行った授業を受けた履修者等の当該授業履修期間終了まで送信可能化する場合は権利者の権利を不当に害しない可能性が高いと思われる(当該履修者等の受信権限が解除されていれば削除することまでは求めない)が、当該期間を超え在学中送信可能化する場合の取扱いについては、今後の検討とする

・上記以外の例については引き続き検討し、具体的なものを典型例に追記する

・既に絶版となっているなど、購入することができない出版物に掲載されている著作物を利用する場合の但書に該当する利用については、今後の検討とする

② 高等教育

基本的な考え方

■複製部数や公衆送信の受信者の数■

原則として、複製部数あるいは公衆送信の受信者の数は、授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の数を超えないこと。なお、注意書にある著作権者の利益を不当に害することまでは認めていないことについて、十分留意すること

■著作物の種類と分量■

- 紙、デジタル等形式にかかわらず原則として著作物の小部分の利用(※1)。ただし、小部分の利用が著作者人格権(同一性保持権)の侵害にあたる場合など、全部の利用が認められる場合もある(※2)

全部の例) 俳句、短歌、詩等の短文の言語の著作物

新聞に掲載された記事や学協会が発行・発売する学協会誌に掲載された論文(※3)等の言語の著作物

単体で著作物を構成する写真、絵画(イラスト、版画等含む。注)、彫刻その他の美術の著作物、及び地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物

注 絵画のうち絵本については、1冊で1著作物とされているため、原則として小部分の利用

<不当に害する可能性が高い例>

例) 入学式等で学年・学部全体や履修者等全員に配付すること

例) 同一の教員等が同一内容の授業を複数担当する場合や、双方向授業で送る側と受ける側で複数の教室が設定される場合などで、それらの授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の合計数を超える数を複製や公衆送信すること

例) 同一の教員等がある授業の中で回ごとに同じ著作物の異なる部分を利用することで、結果としてその授業での利用量が小部分ではなくなること

例) 授業を行う上で、教員等や履修者等が通常購入し、提供の契約をし又は貸与を受けて利用する教科書や、一人一人が演習のために直接記入する問題集等の資料(教員等が履修者等に対して購入を指示したものを含む。)に掲載された著作物について、それらが掲載されている資料の購入等の代替となるような態様で複製や公衆送信すること

例) 美術、写真、楽譜など、市販の商品の売上に影響を与えるような品質や態様で提供すること。また、これらの著作物を一つの出版物から多数を取り出して利用すること

例) 製本して配布すること

例) 組織的に素材としての著作物をサーバーヘストック(データベース化)すること

- ※1 本項における分量についての、「小部分」については現場の教員等や履修者等の誤解を避けるため、諸外国の事例を参考に、可能な限り具体的な目安を示すよう、引き続き検討する。
- ※2「小部分」としている著作物であっても、著作権者の権利を不当に害しない範囲で、授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において「全部」利用できることもあり得ることについては、例示等によって明確化する。
- ※3 学協会が発行・発売する学協会誌に掲載された論文以外の論文の分量については、引き続き検討する。

注・著作物のコースパックについては今後の検討とする

- ・教材に用いられた著作物の利用のうち、履修者等に対する送信可能化については、当該教材を用いて行った授業を受けた履修者等の当該授業履修期間終了まで送信可能化する場合は権利者の権利を不当に害しない可能性が高いと思われる(当該履修者等の受信権限が解除されていれば削除することまでは求めない)が、当該期間を超え在学中送信可能化する場合の取扱いについては、今後の検討とする
- ・上記以外の例については引き続き検討し、具体的なものを典型例に追記する
- ・既に絶版となっているなど、購入することができない出版物に掲載されている著作物を利用する場合の但書に該当する利用については、今後の検討とする

③その他

以下の項目の取扱いについては検討

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 著作物レンタルや、デジタルサービス(デジタル教材、データベース、ワークシート、フォトサービス等)、コンテンツ配信契約、有料放送、有料音楽配信等のうち、教育利用であるか否かに関わらず複製、公衆送信して利用することが禁止されていることを定めている契約を、それぞれのサービスを提供する者との間締結した場合において、当該契約により入手した著作物を利用すること● コピーやアクセスの制限をかけられた著作物の複製又は公衆送信利用
例) Blu-ray Disc/DVD などの映画の著作物等 |
|--|

※「該当する例」「該当しない例」には、すべてを網羅しているわけではありません。

参考資料

1 授業の過程における利用行為と著作権法上の扱いについて（文化庁作成）

(参考) 授業の過程における利用行為と著作権法上の扱いについて

	教室での対面授業	遠隔合同授業等	スタジオ型の遠隔授業 (同時双方向)	オンデマンド型の 遠隔授業
教員等	各教室にそれぞれ 教員(教科担当)がいる	配信側：教員 受信側：教員不在	配信側：教員 受信側：教員不在の場合あり	
配信側の教室等における生徒の有無	生徒等がいる	生徒等がいる(対面型)	生徒等がない(スタジオ型)	
各教育機関での実施の可否	各教育機関で可能	高校で可能 大学等で可能	高校で 平成27年度に解禁 大学等で可能	大学等で可能
「双方向」/ 「一方向」	「双方向」・「一方向」		「双方向」	「一方向」
個々の授業の 生徒数	<小中高> (標準) 40人以下 <大学等> 授業形態により異なる※	<小中高> [(標準) 40人以下] x 学籍数 <大学等> 授業形態により異なる※	<高校> (標準) 40人以下 <大学等> 授業形態により異なる※	<大学等> 授業形態により異なる※ <small>なお、小中高でも病気療 養・不登校児童・生徒等 向けの配信は考えられる。</small>
著作物の 利用形態	複製 公の伝達 公衆送信	複製・公衆送信 対面授業で利用している著作物以 外の著作物を送信する場合は除く	公衆送信	公衆送信
教授と受講の タイミング	同時	同時	同時 (異時) [異時・予備留用のメール送信等]	異時
法改正前の扱い	原則許諾不要 ・無償 (35条1項) 【昭和46年～】	原則許諾不要 ・無償 (35条2項) 【平成15年～】	原則許諾必要 ・ライセンス料	原則許諾必要 ・ライセンス料
改正後の 著作権法上の 扱い	原則許諾 不要・無償 (35条1項) 【教育現場の混乱 への配慮】 (補償金は将来 的課題)	原則許諾不要・無償 (35条3項) 【教育現場の混乱への配慮】 (補償金は将来的課題)	原則許諾不要 ・補償金 (35条2項)	原則許諾不要 ・補償金 (35条2項)

※ただし、権利者の利益を不当に害さない範囲に限る。

2 著作権法における権利制限の例

著作権法には、私的な使用目的での複製など、著作権侵害にはあたらないとする事例も定められています（＝著作権者の権利が制限されます）。ただ、そのような事例においても、それぞれの条文により適用の要件が定められており、著作権者の利益を不当に害する場合は認められなかったり、無許諾で利用できても補償金の支払いが必要だったりする場合があります。

私的使用のための複製 (第30条)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人的又は家庭内もしくは家庭に準ずる閉鎖的な範囲で使用する場合に適用されます。 ・一般的に業務上の利用については私的使用に含まれないと考えられます。
図書館等における複製等 (第31条)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共図書館の他に学校教育法上の大学、高等専門学校、特別法上の教育機関等政令で定める機関の図書館等が行う複製サービス等に適用されます。 ・小、中、高の図書室は複製が認められる「図書館等」には含まれません。
引用 (第32条)	<ul style="list-style-type: none"> ・教員等又は履修者等の論文、レポート等の作成に当たって、他人の著作物を利用する場合等に適用されます。(32条1項) ・明瞭区分性、主従関係等の要件が必要とされています(パロディー事件<S55.3.28最高裁判決>)。また近時、引用の要件である「公正な慣行」や「引用の目的上正当な範囲」に該当するかどうかを様々な事情を総合的に考慮して判断するという考えに基づく判例もあります。(絵画鑑定書事件<H22.10.31知財高裁判決>) ・論文、レポート等の作成以外にも教材の作成や授業のやり方によっては引用の規定が適用される場合があります。 ・周知目的の公的機関名義の広報資料、調査統計資料、報告書等を説明の材料として刊行物に転載する場合に適用があります。(第32条2項)
試験問題としての複製等 (第36条)	<ul style="list-style-type: none"> ・入試問題、定期試験等の問題を作成し、利用する場合に適用があります。(第36条1項) ・紙媒体を用いた試験だけでなく、インターネット(公衆送信)を用いた試験も対象となります。
教科用図書代替教材への掲載等 (第33条2)	<ul style="list-style-type: none"> ・教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の必要上で認められる限度において、デジタル教科書に掲載することができます。 ・掲載にあたっては、教科用図書の発行者への通知と、著作権者への補償金の支払いが必要です。
営利を目的としない上演等 (第38条)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の文化祭での演奏会等、非営利で聴衆・観衆から料金を取らず、出演者に報酬が支払われない等の条件を満たせば利用できます。 ・公衆送信は含まれません。

<p>公開の美術の著作物等の利用 (第46条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・彫刻など美術の著作物で、屋外に恒常的に設置されているものはパンフレットなどに利用できます。 ・彫刻など著作物の複製を作るには、別に許諾を取る必要があります。
<p>複製権の制限により作成された複製物の譲渡 (第47条の7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権法35条等の複製権の権利制限規定によって無許諾で作成された複製物は、著作権者の許諾を得ることなく公衆に提供することができます。
<p>目的外使用 (第49条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・権利制限規定によって作成された複製物を、それぞれの規定で認められた作成の目的とは別の目的で配布したり、公衆に提示したりするには、別に許諾を取る必要があります。

3 関連法令、根拠法令等

(1)「非営利の教育機関」

○学校教育法

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

第134条 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

<教育センター、図書館、博物館、公民館等 関連>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

<教育センターでの研修 関連>

○教育公務員特例法

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

<株式会社立学校 関連>

○構造改革特別区域法

第12条11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

著作権法 (昭和45 年法律第4 8号)	第35条 第1項	設置されている ものを除く。	設置されているものを除き、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。第38条第1項において同じ。）の設置する学校を含む。
	第38条 第1項	又は観衆 受けない場合	若しくは観衆 受けない場合又は学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆から料金を受けずにその教育若しくは研究を行う活動に利用する場合

(2) 初等中等教育での「授業」

▽小中高共通：特別活動

学校教育法施行規則、小・中・高校の学習指導要領

学級活動、クラブ活動、児童・生徒会活動、学校行事、その他

▽小学校（義務教育学校の前期課程）

学校教育法施行規則（第50条、51条、52条等）

国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、道徳、外国語、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動（特別支援学校）、宗教（道徳の代替）など

▽中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程）

学校教育法施行規則（第72条、73条、79条）

国語、社会、数学、理科、音楽、外国語、美術、保健体育、技術・家庭 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動（特別支援学校）、宗教（道徳の代替）など

▽高等学校（中等教育学校の後期課程）

学校教育法施行規則（第84条等）

○普通教科 国語、地理歴史、公民、数学、理科、外国語、保健体育、芸術、家庭、情報、学校設定教科

○専門教科 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、外国語、理数、体育、音楽、美術、学校設定教科

○教科以外 総合的な探究の時間、特別活動、自立活動、宗教（道徳の代替）

○学習指導要領 特別活動（年間35時間程度）

<小学校>

学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事

<中学校>

学級活動、生徒会活動、学校行事

<高等学校>

ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事

◆教育課程外活動に関して

<中学校、高校の部活動 関連>

○中学校学習指導要領 第1章総則（平成29年告示）

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

○学校教育法施行規則

第78条の2 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁：平成30年3月）

○文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁：平成30年3月）

<その他>

◆公開（研究）授業

○平成29年告示 小学校学習指導要領 第1章総則 第3節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

◆授業検討会

○平成29年告示 小学校学習指導要領 第1章総則 第3節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

◆地域住民や保護者等への授業公開（授業参観）

○学校教育法

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

○学校教育法施行規則

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

※これらの規定は、幼稚園（第28条）、中学校（第49条）、高等学校（第62条）、中等教育学校（第70条）、特別支援学校（第82条）、専修学校（第133条）及び各種学校（第134条第2項）に、それぞれ準用する。

(3) 高等教育での「授業」

○学校教育法

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

○大学設置基準

第19条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

第31条

2 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で学校教育法第105条に規定する特別の課程を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

○学校教育法

第105条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

注：履修証明プログラムは「特別の課程」である。

○平成3年文部省告示第68号（大学設置基準第29条第1項の規定による大学が単位を与えることのできる学修）＝令和元年8月に一部改正

- 1 大学の専攻科又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条の規定により大学が編成する特別の課程における学修
...
- 6 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第3備考第6号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学、短期大学等が行う講習又は公開講座における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 7 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学、短期大学その他の教育機関が行う社会教育主事の講習における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 8 図書館法（昭和25年法律第118号）第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 9 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

<FDについての根拠>

○大学設置基準

第25条の3 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

<SDについての根拠>

○大学設置基準

第42条の3 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第25条の3に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

<大学が行う公開講座についての根拠>

○学校教育法

第107条 大学においては、公開講座の施設を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

○国立大学法人法

第22条 国立大学法人は、次の業務を行う。

4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

<専修学校>

○学校教育法

第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

2 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

4 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

○専修学校設置基準

第8条 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

2 専修学校の専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

3 前項の専門課程の授業科目の開設に当たっては、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

4 専修学校の一般課程においては、その目的に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

○平成11年文部省告示第184号（専修学校設置基準第10条第1項及び第3項の規定による専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修）

1 省令第11条第1項の別に定める学修は、次に掲げる学修とする。

（略）

三 大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校が付随事業として提供する公開講座その他の学修機会における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する学修

（略）

（4）社会教育施設での「授業」

＜公民館における「授業」＞

○社会教育法

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

1 定期講座を開設すること。

2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

<図書館における「授業」>

○図書館法

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(略)

6 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

…

8 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

(略)

<博物館における「授業」>

○博物館法

第3条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

(略)

7 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

…

9 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

(略)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～（抄）

令和2年4月7日
閣議決定
令和2年4月20日全部改正

IV. 強靱な経済構造の構築

3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

遠隔教育に関しては、総合経済対策で掲げられた目標である、令和5年度までの児童生徒1人1台端末の整備スケジュールの加速、学校現場へのICT技術者の配置の支援、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備を図るとともに、在宅でのPC等を用いた問題演習による学習・評価が可能なプラットフォームの実現を目指す。また、EdTechの学校への導入や在宅教育を促進するオンライン・コンテンツの開発を進める。学校等の授業をオンラインで行う場合、教材として使用する著作物について個々に許諾を得ることなく使用できるようにするための授業目的公衆送信補償金制度について、教育現場の負担に十分に配慮した形で、本年4月中からの暫定的な運用開始を目指す。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる（下記「○遠隔教育について実施すべき事項」）。

- ・ 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行（文部科学省）

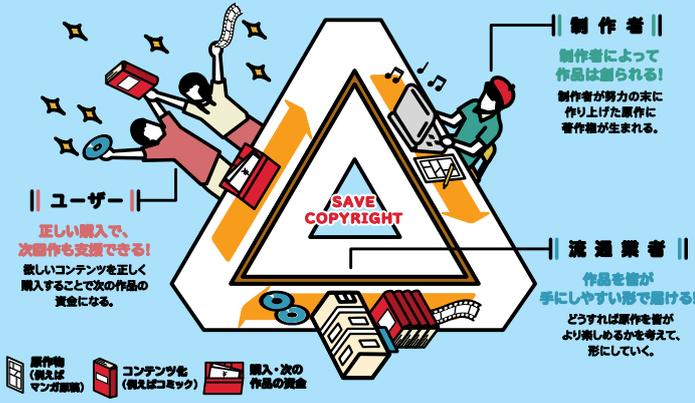
○遠隔教育について実施すべき事項

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、以下のような柔軟な運用も含め、家庭での学習支援等による児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる。

（5）オンラインでの学びに対する著作権要件の整理

デジタルの資料配布を原則許諾不要・補償金とする著作権法の一部を改正する法律は公布日（平成30年5月25日）から3年以内に施行されるとなっているところ、これを即時に施行するとともに、令和3年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。

SAVE COPYRIGHT



著作権を守ることは、あなたの大好きな作品を守ることです。



オンライン教育で
お困りの学校・先生方に

教育用 著作物ネット配信 円滑化制度

— 授業目的公衆送信補償金制度 —

2020年4月28日より開始！

2020年度に限り無償

2021年度以降も、教育委員会や学校法人等が**一定の補償金（年額）**を支払うことにより、多様なコンテンツを**何度でも利用可能**

制度の概要

- 制度の対象
幼稚園や保育所、小学校、中学校、高等学校、大学などの非営利の教育機関
- 制度の目的
これまで著作物をネット配信するためには、個別に権利者の許諾を得る必要があったが、許諾不要（補償金あり）にすることで「遠隔授業などオンライン教育における著作物利用の円滑化」と「画家、作家、作曲家などクリエイターへの対価還元」の両立をする制度
- 必要な補償金
2020年度については特例的に無料で利用可能。2021年度以降については有料（例：一人〇円／年）での本格運用に向けて準備中

教育用 著作物ネット配信円滑化制度

— 授業目的公衆送信補償金制度 —

対象機関



非営利の教育機関



営利企業などの
営利機関はNG

利用範囲



教師と児童、生徒
や学生の間など



ウェブサイト等での
一般公開、学校間の
共有、教育委員会等
による配信はNG

利用目的



授業目的



保護者会や職員会議
などでの配信はNG

利用方法



著作物の
小部分の利用

※短歌や写真などは全体の利用が可能



生徒購入用のドリル
や書籍の大部分など
の配信はNG

※NGに挙がっている利用も著作権者の許諾を得れば可能です。

詳しくは

文化庁 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について

検索

